

宮内庁契約監視委員会 第4回会議

開催日及び場所	平成21年6月17日(水) 宮内庁第一会議室	
委員	委員長 大森政輔 (弁護士) 委員 友永道子 (新日本監査法人代表社員 公認会計士) 委員 石野秀世 (独立行政法人 産業技術総合研究所監事)	
会議概要	1. 平成20年度 契約金額及び件数に関する統計について 2. 宮内庁支出総点検プロジェクトチームについて 3. 随意契約審査員委員会について 4. 「1者応札・1者応募」に係る改善方策について 5. 友永抽出委員より抽出結果報告 6. 抽出議案概要説明(各担当課長) 7. 抽出議案審議	
審議対象期間	平成20年10月1日～平成21年3月31日	
抽出案件	8	
一般競争入札	4	
最低価格落札方式	3	契約件名： 皇居東地区緑地保全整備工事 契約相手方： 株式会社 相川造園 契約金額： 10,500,000円 契約締結日： 平成21年1月29日
最低価格落札方式		契約件名： 御料牧場雉舎新築工事 契約相手方： 株式会社 小金建設 契約金額： 35,679,000円 契約締結日： 平成21年2月2日
最低価格落札方式		契約件名： 宮内庁ウェブサイトの改修業務 契約相手方： 日本コンピュータ・アーツ株式会社 契約金額： 336,000円 契約締結日： 平成20年12月12日

総合評価落札方式	1	<p>契約件名： CADシステムの賃貸借及び保守</p> <p>契約相手方： 日立キャピタル株式会社 新日鉄ソリューションズ株式会社</p> <p>契約金額： 195, 199, 200円</p> <p>契約締結日： 平成20年11月19日</p>
指名競争入札	2	
最低価格落札方式	2	<p>契約件名： 大宮仙洞御所火災報知設備更新工事</p> <p>契約相手方： 新栄電気工業株式会社</p> <p>契約金額： 26, 250, 000円</p> <p>契約締結日： 平成21年1月22日</p>
最低価格落札方式	2	<p>契約件名： 園遊会につき天幕ほか布設及び撤去(秋季)</p> <p>契約相手方： 株式会社 ムラヤマ</p> <p>契約金額： 6, 352, 500円</p> <p>契約締結日： 平成20年10月6日</p>
総合評価落札方式	0	
随意契約	2	
不落・不調随意契約	1	<p>契約件名： 旧桂宮邸宿舍撤去工事</p> <p>契約相手方： 有限会社 文教住環施設</p> <p>契約金額： 6, 132, 000円</p> <p>契約締結日： 平成20年11月21日</p>
特命随意契約	1	<p>契約件名： ピアノ修理</p> <p>契約相手方： 株式会社松尾楽器商会</p> <p>契約金額： 3, 572, 961円</p> <p>契約締結日： 平成20年10月16日</p>

<p>委員からの意見・質問等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指名競争入札に関しても現状に満足することなく、不断に見直しを図る姿勢を持って欲しい。可能なものについては、一般競争入札への移行を検討する余地がないか、入札参加者の選定基準等の見直しを図る余地がないかといった視点を常に有することが重要である。特に、被指名業者が固定的、かつ、少数限定的で過去数年をみるとその各者が均等に落札している観を呈しているような場合には是正が必要であり、例えば指名業者を増やすなど何らかの施策を講じるべきである。 ○ その他、詳細は別紙のとおり。
<p>委員会による意見の具申 又は勧告の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特になし。

1. 一般競争入札の抽出案件 ①

<p>(1) 皇居東地区緑地保全整備工事（最低価格落札方式）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>皇居東御苑内の樹木植栽・移植及び樹木管理，植栽基盤整備を行うもの。 6者による一般競争入札を実施の結果，「(株) 相川造園」が落札した。</p> <p>(2) 御料牧場雉舎新築工事（最低価格落札方式） ※応札者が1者の案件</p> <p>【契約の概要】</p> <p>宮内庁が管理する御料牧場内にある雉の飼育施設を新築するもの。 一般競争入札を実施の結果，「(株) 小金建設」1者の応札となり，同社が落札した。</p> <p>* 宮内庁においては，過去，工事に関する競争契約については，全て指名競争入札を実施していたところ，平成20年度から可能な範囲で一般競争入札を実施することとしたもので，上記2件については，その中から抽出された案件である。</p>	
意見・質問	回答
<p>・平成20年度から工事契約について，一般競争入札を導入したとのことであるが，その経緯はなにか。指名競争か一般競争かの判断基準を変えたということか。</p> <p>(皇居東地区緑地保全整備工事について)</p> <p>・落札率が99%超の案件であるが，予定価格が事前に知られている恐れはないか。</p> <p>(御料牧場雉舎新築工事について)</p> <p>・1者応札の案件であるが，応札者以外に事前に入札資料を入手した者はあるのか。その場合，資料を入手したにも関わらず入札に参加しなかった原因について，調査・分析は行ったのか。</p>	<p>・近年，公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置として，全省庁統一の方針として，一般競争入札を拡大することとされている。</p> <p>当庁としても，19年度までは指名競争であったものでも，工事の場所・内容に鑑み，可能な範囲で一般競争入札へ移行しようと，判断基準を変えたものである。</p> <p>・予定価格については，庁内で厳重に取扱うよう，注意を払っており，外部に漏れるということはない。ただし，毎年同類の工事を行っている，ある程度推察はされるものと思われる。</p> <p>・応札者以外の1者が入札資料を入手したが，入札には参加しなかった。</p> <p>その者が参加しなかった原因については，当事者に聞き取り調査をしたわけではないので定かではないが，今回の案件は公告から入札までの期間が年末年始を挟む形で，営業日としては非常に短いものとなってしまっており，準備期間の少なさが応札者の少なかった原因と思われるため，反省材料と考えている。</p>

1. 一般競争入札の抽出案件 ②

(3) 宮内庁ウェブサイトの改修作業(最低価格落札方式)

【契約の概要】

既存の宮内庁ホームページについて、その基本デザインを改修するもの。

18者による一般競争入札を実施の結果、「日本コンピュータ・アーツ(株)」が落札した。

* 本件は予定価格と入札価格の差が大きい(落札率が低い)案件であったため、

予算決算及び会計令第85条及び第86条(契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者とししない場合の手続)

に基づき、入札者に対し、契約内容に適合した履行がされないおそれがないかどうか調査を行ったところ、問題なく履行できるものと判断し、同社との契約に至ったもの。

(4) CADシステムの賃貸借及び保守(総合評価落札方式)

※応札者が1者で落札率が100%の案件

宮内庁で所有するCADシステムの更新を行い、賃貸借及び保守契約を締結するもの。

総合評価落札方式による一般競争入札を実施の結果、「新日鉄ソリューションズ(株)」1者の応札となり、同社が落札した。

* なお、本件の機器については第三者貸し付けにより「日立キャピタル(株)」から借り入れることとなるため、契約の相手方は「新日鉄ソリューションズ(株)」及び「日立キャピタル(株)」の2者となるもの。

意見・質問	回答
<p>(宮内庁ウェブサイトの改修作業について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低価格の入札について、調査を行う基準はなにか。 ・あまりにも低価格のそのような契約が、品質確保の観点から本当に適正なものであるかどうか。公正かつ自由な競争の結果であると言えるのか、安価に調達できればそれでよいものか、疑問が残るところである。 ・改修後の運用、更新等も契約相手が行うのか。 <p>(CADシステムの賃貸借及び保守について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者が1者で落札率が100%となった理由はどう考えるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定基準額以上の入札において、入札価格が予定価格の50%以下の場合に行うこととなっている。 ・本件については、低価格での入札に至った経緯、履行体制、過去の経営実績等複数の項目にわたり十分に調査し、実情も考慮した結果、断る理由を見いだすこともできず、問題ないとの判断に至ったものである。 ・日々のデータの差替え、更新等は職員でもおこなうことができるものとしている。 ・事前に数者から見積を徴収しようとしたところ、更新前の機器が現契約者製であるため、同者以外については当庁の求める仕様に合わず、見積を徴収することができなかった。そのため、現契約者からの見積金額を基に予定価格を積算したところ、1者の応札で、かつ100%の

・CADシステムを最初に導入したときがオーダーメイド(独自性の強い機器)であったため、仕様条件に合わない他社は参加の余地がないと考えられる。CADシステム自体は他社にもあるわけだから、オーダーメイドにこだわらず、汎用性のある一般的な機器を調達しないとオープンな競争にはならない。

そうでなければ今後もこのような1者応札で100%の落札率という状況が続くことになり、好ましくない。

落札率となったものと考えている。

・今回の結果を反省点とし、次回の調達までに検討を行いたい。

2. 指名競争入札の抽出案件

<p>(1) 大宮仙洞御所火災報知設備更新工事（最低価格落札方式）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>宮内庁が管理する大宮仙洞御所(京都)内にある火災報知設備が経年による老朽化のため、感知器及び機器を更新する工事を行うもの。</p> <p>9者を指名したところ、1者辞退につき、8者による指名競争入札を実施の結果、「新栄電気工業(株)」が落札した。</p>	
<p>(2) 園遊会(秋季)につき天幕ほか布設及び撤去（最低価格落札方式）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>園遊会の行事に伴い、会場となる赤坂御用地内に天幕及び仮設便所の設置等を行うもの。</p> <p>3者による指名競争入札を実施の結果、「(株) ムラヤマ」が落札した。</p>	
意見・質問	回 答
<p>(大宮仙洞御所火災報知設備更新工事について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の業務実績など条件に合う最大数の9者を指名（1者辞退）したとのことだが、工事の内容からしても一般競争入札が可能ではないのか。 ・御利用期間中は工事を行わないものであろうし、秘密保持の点についても契約条項に含まれるはずであり、一般競争でも指名競争でも条件は同じである。 <p>(園遊会につき天幕ほか布設及び撤去について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年恒例の行事で、毎回同じ3者を指名しているとのことだが、作業内容からみて、他にも可能な業者は多数あると思われる。この3者を継続的に指名する基準はなにか。 ・毎回同じ3者を指名していると、その3者が順番に、しかも高い落札率での受注を繰り返すなどの結果となり、公正な競争が確保されているのかどうか疑われても仕方がない。行事の重要さは理解できるが、作業内容自体は難しいものではない。一般競争入札への移行を検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・皇室の方々が入浴の折りに御利用になる施設であり、施設の細部まで情報を得ることになるため、秘密保持の観点からも、過去の実績と信頼のある者による指名競争入札を実施することとした。 ・一般競争とした場合、施設内の図面等、様々な情報が交付資料の中には含まれていることから、不特定多数の者への流出の懸念を思えば、(指名競争により)信頼性を求めることは必要なことと考えている。 ・会場が皇族方のお住まいである赤坂御用地の敷地内であり、平地だけではなく斜面等にも多くの天幕を設置する特殊な技術を必要とするとともに、限られた期間内に安全かつ確実に布設及び撤去を行うことが必要であるため、過去に同様の業務実績を有する3者を指名することとしている。 ・行事に支障を来すおそれがあるとはいけないため、一般競争入札というわけにはいかないが、他の比較的簡易な行事において一般競争入札を実施し、他の業者が受注して業務の実績を作ることができれば、指名可能業者が増えることとなるので、そうした努力を行っていきたい。

3. 随意契約の抽出案件

<p>(1) 旧桂宮邸（京都）宿舎撤去工事（不落随意契約）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>京都御苑内の旧桂宮邸敷地内にある職員宿舎の撤去工事を行うもの。</p> <p>一般競争入札を実施したところ、2者が応札したが、再度の入札を実施しても落札しなかったため、「(有)文教住環施設」と随意契約を締結した。</p> <p>(2) ピアノ修理（特命随意契約）</p> <p>【契約の概要】</p> <p>当庁式部職楽部所有の、海外のピアノ製造メーカーである「スタインウェイ」社製グランド・ピアノの修理（オーバーホール）を行うもの。</p> <p>「(株)松尾楽器商会」はスタインウェイの正規特約店であり、スタインウェイピアノを修理する上で必要な施設を有するとともに、専門の技術者が多数在籍する国内唯一の業者であることから、同社と随意契約を締結したもの。</p>	
意見・質問	回 答
<p>(旧桂宮邸宿舎撤去工事について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初は一般競争入札を実施したとのことだが、応札が2者のみであり、しかも最終的に入札不落による随意契約となっている。特に難しい工事とも思われませんが、そのような結果となった要因はなにか。 <p>(ピアノ修理について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格はどのように算出したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、小規模で簡易な工事であり、競争参加資格名簿上も「D」等級（最下位）に該当する案件である。 ・応札者が少なかったことや入札が不落に終わったことについて、はっきりとした原因はわからないが、「D」等級は小規模な企業であり、一般競争入札の書類手続等の煩雑さを敬遠された可能性もあると推測している。 ・演奏会の度にその都度必要な調整、調律を行っているが、この時に交換等を行った消耗品類の単価等を積み上げて算出を行った。